

令和8年度阿波市奨学金貸与事業 募集要項

1 趣旨

阿波市では、勉学の意欲を有しながら経済的な理由で修学が困難な方に対して、奨学金を貸与しています。

対象は、高等学校、特別支援学校の高等部、高等専門学校、短期大学または大学に在学し、資格要件（所得基準など）を満たした方です。

2 奨学金の募集期間及び書類提出先

① 募集期間

令和8年6月 1日（月）から

令和8年6月23日（火）まで（学校教育課必着）

② 書類提出先

阿波市教育委員会学校教育課（2階 38番窓口）

〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田201番地1

受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで（平日）

3 奨学金の申請要件

- ① 市内に住所を有する方の子どもであること。ただし、父及び母が共にいない方については、その方の後見人が市内に住所を有すること。
- ② 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、短期大学又は大学に在学する方であること。
- ③ 低所得世帯に属し、経済的理由により修学が困難と認められる方であること。
※ 経済的理由により修学が困難と認められる方については、徳島県が規定する奨学金貸与の要件を基準とし、阿波市奨学金審査委員会で判定します。

4 奨学金の貸与を受けられない方

- ① 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）の通信制の課程又は別科もしくは専攻科（看護科を除く）に在学する方
- ② 短期大学もしくは大学の別科もしくは専攻科又は通信教育による学部もしくは学科に在学する方
- ③ 放送大学、自治医科大学（医学部に限る）又は産業医科大学（医学部に限る）に在学する方
- ④ 大学院に在学する方
- ⑤ 修了し、又は卒業した学校と同程度の学校に在学する方

5 申請手続き（提出書類）

- ① 奨学金貸与申請書（様式第1号）
- ② 住民票の写し（世帯全員が記載されているもの）
- ③ 在学証明書
- ④ 令和6年分の所得証明書（世帯内納税義務者全員）（様式第2号）
- ⑤ 誓約書兼同意書（様式第4号）
- ⑥ 大学在学中の方が申請する場合：出身の高等学校等の成績証明書（様式第3号）
- ⑦ 連帯保証人の方が阿波市以外に在住している場合：その方の住民票の写し

6 奨学金の貸与額

在学する学校の区分		奨学金の額
高等学校等		月額 9,000円
高等専門学校	第1学年から第3学年	月額 9,000円
	第4学年から第5学年	月額 20,000円
大学 (短期大学を含む)	国立又は公立	月額 20,000円
	私立	月額 25,000円

7 奨学金の貸与期間及び方法

① 貸与期間

在学する学校の正規の最短修業年限が終了するまでの間です。

(例) 入学年度に申請した場合

高等学校	: 3年間
高等専門学校	: 5年間
大学	: 4年間 ※4年制の場合

② 奨学金の貸与方法等

奨学生本人の銀行口座への振込とします。

なお、貸与予定日は、7月下旬（4月～7月分）、9月下旬（8月～11月分）、1月下旬（12月～3月分）です。

8 奨学金の利息

無利息

9 奨学金借用証書

奨学金の貸与を受けた方は、貸与期間終了後、市長が定める日までに、連帯保証人と連署した奨学金借用証書（様式第12号）に印鑑登録証明書を添えて提出してください。

10 奨学金の返還期間

15年以内

- ※ 返還期間中の繰上げ返還については可能です。
- ※ 返還期間中に正当な理由がなく奨学金を返還すべき日（毎年12月25日）までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年7.25パーセントの割合で計算した延滞利息が発生します。

11 その他

- ① 奨学生や連帯保証人の異動等（住所変更等）については、必ず阿波市教育委員会学校教育課に届出をしてください。
- ② 高等学校等で奨学金の貸与を受けた方で、大学へ進学し引き続き奨学金の貸与を希望するときは、「5. 申請手続き」にある書類を揃え、新たに提出してください。また、高等学校等で貸与を受けた奨学金の返還を猶予したいときは、「奨学金返還猶予申請書（様式第13号）」を必ず提出してください。

12 問い合わせ先

阿波市教育委員会 学校教育課

住所：〒771-1695 阿波市市場町切幡字古田201番地1

電話：0883-36-8741